

令和4年10月

# 君津市農業委員会議事録

令和4年10月5日（水）

令和4年10月君津市農業委員会議事録

日 時 令和4年10月5日（水）午後2時00分から午後2時35分

場 所 君津市役所6階 災害対策室

招集者 君津市農業委員会会長 石 橋 定 雄

議 事 日程第1 会期の決定

日程第2 議事録署名委員の指名

日程第3 議案第 1号から議案第 4号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第4 議案第 5号から議案第 8号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第 9号から議案第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更について

日程第6 議案第17号 令和4年度第5次農用地利用集積計画について

日程第7 報告第 1号から報告第 5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第 6号から報告第 7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告第 8号から報告第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

出席委員（13名）

2番	鮎川	正幸	3番	水野	徳子
4番	小笠原	武男	5番	笹本	幸恵
6番	宇野	真弘	7番	神子	純一
8番	石橋	定雄	9番	真板	徹
10番	田丸	三郎	11番	鳥海	純次
12番	江澤	康雄	13番	鈴木	清
14番	粕谷	定嗣			

欠席委員（1名）

1番 鈴木 郁夫

出席した職員

事務局長	永田 聡
事務局次長	永嶋 一環
会計年度任用職員	白石 勇一
経済環境部農政課企画調整係主事	上原 駿佑

---

◎会長挨拶

会 長 皆さん、こんにちは。本日も御苦労さまでございます。

やっと今日あたりから秋が訪れるのかなという雰囲気を感じられるようになりました。何しろ6月、不意の暑さに始まった今年の夏ですから、非常に長かったわけですが、何とかお米を中心として、秋は豊作で終わったようでございます。午前中も農協の組合長とちょっとお話ししましたが、米の買上げ予定数は達せそうだということでございました。

そうした秋に、農家はいろいろ大変であります。肥料とか電気代とか、経費が上がったということで、市の助成金もただいま申請受付中ですね。そういう補助もありますし、また、国のほうでもG o T o トラベルの第2弾になりますか、旅行の支援のほう、始まります。お疲れの方は温泉にでも行って、ちょっと癒やすこともいろいろな意味でいいのかもしれない。

そして、市としましては、間もなく市長選挙が執り行われます。皆さんの立場も十分もう既に御理解されていると思いますので、そのようにひとつ対応していただきたいというふうに思います。

それでは、今日も総会をよろしく願いいたします。

---

◎諸般の報告

会 長 まず、9月の総会以降の諸般の報告をさせていただきます。

9月21日、千葉県農山漁村女性団体ネットワーク会員を対象としたフロントランナー研修会が開催されまして、サテライト会場である君津農業事務所からウェブで委員1名と事務局職員1名が参加をいたしました。

それと、本日午前10時半より、この災害対策室におきまして、君津市認定農業者協議会より、君津市学校給食に対して給食1日分に相当する新米470キロ、コシヒカリだそうでございます、を寄贈する贈呈式が開催されまして、私が出席をいたしました。

以上でございます。

それでは、総会に入ります。

---

◎開 会

(午後2時00分)

議 長 開会をいたします。

ただいまの出席委員は13名でございます。よって、定足数に達しておりますので、令和4年第10回君津市農業委員会の総会を開会し、直ちに会議を開きます。

---

◎会期の決定

議長 日程第1、会期の決定を議題といたします。

会期は本日1日とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議ないものと認め、会期は本日1日と決定をいたします。

---

◎議事録署名委員の指名

議長 日程第2、議事録署名委員について、会議規則第16条第2項の規定により、私から指名いたします。

3番、水野徳子委員、4番、小笠原武男委員の2名をお願いをいたします。

---

◎議案第1号ないし議案第4号

議長 日程第3、議案第1号ないし第4号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

白石会計年度任用職員 それでは、農地法第3条の規定による許可申請について御説明を申し上げます。

議案第1号について御説明いたします。

下湯江地先の田1筆、面積26平米を譲渡により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は複雑な土地の形状のため効率的な耕作をするため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積を超える1万3,046平方メートルの農地を経営し、農機具は耕運機、トラック、薬剤噴霧器を所有をしております。農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま。

次に、議案第2号、第3号につきましては、譲受人が同一のため、一括して説明をさせていただきます。

両議案の対象農地は、浦田地先の隣接する農地となっております。

まず、議案第2号、浦田地先の田1筆、面積1,928平方メートル、議案第3号は同じく浦田地先の田2筆、面積3,284平方メートル、合計5,212平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由として、両議案とも、譲渡人は農業経営を継ぐ者がいないため離農したい、譲受人は農業経営の規模拡大のためです。

許可基準といたしまして、譲受人は下限面積を超える2万1,413平方メートルの農地を営し、農機具はトラクター、バックホー、スプレッター、フレールモア、トラックを所有しております。農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

次に、議案第4号について説明いたします。

向郷地先の田1筆、面積404平方メートルを売買により所有権移転するものです。

申請理由といたしまして、譲渡人は離農したいため、譲受人は農業経営の規模拡大のためでございます。

許可基準といたしまして、下限面積を超えた1万603平方メートルの農地を営し、農機具はトラクター、草刈り機、軽トラックを所有しております。農作業従事日数は150日を超えておりまして、資格等については問題ないと思われま

以上、農地法第3条の許可議案の説明を終わりにいたします。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第1号について、2番、鮎川委員からお願いいたします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第1号について説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊1ページを御覧ください。

図の右上から江川橋に向かってきている道が君津駅から下湯江に向かって新しい道になります。その道をT字路でファミリーマート脇から富津方向に向かい、Y字になった道を右に入り、300メートルほど行ったところが申請場所になります。

9月30日に譲渡人、譲受人立会いで現地確認を行いました。現地の隣は譲渡人の田んぼがあります。この周辺の土地が複雑な形状をしていたため、譲渡人は耕作しやすい形状にす

るため売却を考えたということでした。この辺りは住宅地として開発され、この部分だけ農地として残ってしまっております。譲受人はブルーベリーなどを栽培すると言っております。現在、土地の状況については宅地のような状態になっておりまして、これは、今後継続的に栽培状況を確認する必要があるというふうに考えております。

御審議よろしく申し上げます。

議長 続きまして、議案第2号ないし第4号について、12番、江澤委員から申し上げます。  
江澤委員 12番、江澤です。

議案第2号と第3号について、現地調査の結果について説明いたします。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のあったとおりです。

9月21日に代理人と午後、現地で会い、説明を受けました。

場所は、別冊資料2ページにあります。

久留里線の手前200メートルぐらいのところを右に坂を下りていって、T字路を右に300メートル奥の田3枚です。竹やぶ状態でしたけれども、譲受人はきれいに刈取りをしてありました。譲渡人は耕作できないため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請です。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

続きまして、議案第4号について、12番、江澤です。

詳細につきましては、ただいま事務局から説明のとおりです。

9月22日、譲受人と現地で会いました。

場所は、別冊資料3ページにあります。

410号バイパスの向郷の信号を200メートル先の右側にあるアパートの奥のちょっと高いところに譲受人の土地があります。その一段上にある田のようですと説明を受けました。譲渡人は高齢により離農したいため、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請です。

特に問題はないと思いますので、よろしく御審議をお願いします。

議長 ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第2号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第4号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は許可することに決定をいたします。

---

#### ◎議案第5号ないし議案第8号

議長 日程第4、議案第5号ないし第8号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに、事務局より説明をお願いします。

永嶋次長 議案第5号ないし第6号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

六手地先の田3筆、面積413平米を所有権移転により駐車場へ転用します。

申請地は市街化調整区域内で、農地区分は第2種農地相当となります。

申請人は土木建築材の販売や産業廃棄物の収集及び運搬等を営んでおり、現在の駐車場は市道六手皿引線から県道に出る際に安全確認の支障になると地元住民からの改善要望があったため、新たに駐車場の設置を計画いたしました。

選定地は市道の高さまで購入土により造成します。

上水道は使用せず、雨水排水は既存の排水施設に接続します。

防災計画として、土砂等の流出がないよう、周囲にブロック塀を施工します。

周囲の農地への影響につきましては、隣接地に農地がないため、日照通風等の影響は少ないです。

議案第7号ないし議案第8号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

川俣旧押込地先の田1筆、74平米、畑2筆、519平米、農地面積593平米を所有権移転によりオートキャンプ場へ転用します。申請地のほかに、山林等398.96平米を含めた合計993.42平方メートルの敷地に建築面積24.42平米の管理棟と建築面積4.67平米のトイレ、キャンプサイト、駐車場、進入路を設置したいとのことです。

申請地は都市計画区域外で、農地区分は第2種農地相当となります。

譲受人は以前よりオートキャンプ場の開設を希望していたところ、土地所有者が耕作について困難となったため、処分したい旨の申出を受けました。

計画地は埋立て等を行わず、整地のみを実施します。

用水は市水道を使用します。汚水排水は合併浄化槽で処理し、進入路内の集水ますを経て、市が管理する道路側溝へ接続します。雨水排水はキャンプ場内に浸透ますを設置し、オーバーフローした雨水は進入道路内の集水ますに接続します。

工事中は周囲に災害が発生しないよう、仮囲い等を設置します。

施工後は土砂等が隣接地や道路に流出しないよう、土堰堤を設置します。

周辺農地の影響につきましても、敷地境について、土堰堤及び柵を設置します。

以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

これより、現地調査を行った結果について、議案第5号ないし6号について、2番、鮎川委員からお願いします。

鮎川委員 2番、鮎川です。

議案第5号、第6号について、譲受人が同一で関連がありますので、一緒に御説明します。

申請内容については、事務局説明のとおりです。

申請場所は、別冊4ページを御覧ください。

図の六手公民館の前を通る道が六手貞元線になります。六手公民館から館山道の下を過ぎて交差点を右折し、500メートルほど行った場所が申請場所になります。

9月29日に譲渡人、譲受人の代理の方と現地確認を行いました。現地は、地目は田んぼですが、現在耕作はされておらず、草刈り等はされた状態でした。現在の譲受人の作業場と道を隔てて隣り合っており、作業場前にある駐車場が狭く、先ほど話がありましたように、車両の出入りの際にも駐車場の車が邪魔になって安全確認がしづらいということで、新しく駐車場を建設したいというふうに考えて、この土地を選定したということでした。

申請場所は道より大分下がっておりますが、同じ高さになるまで盛土をする計画だそうです。

特に問題ないと思われまます。御審議よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、議案第7号ないし第8号について、14番、粕谷委員からお願いします。

粕谷委員 14番、粕谷です。

議案第7号、第8号について説明をいたします。

申請内容の詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

議案2件は関連性がありますので、一括して説明をいたします。

別冊位置地図5ページをお開きください。

図面中央、灰色部分が亀山ダムで、右上に国道465号線が走っています。申請地は、この国道の上総亀山駅入り口から1.5キロメートルほど入ったところに位置しております。

9月28日、代理人と現地において内容について確認をいたしました。

譲渡人は、いずれも相続により取得した土地で時々草刈り等行って管理している程度で、耕作放棄地であります。譲受人はこの耕作放棄地に隣接している山林を所有しており、申請地と合わせた約990平方メートルの土地をオートキャンプ場として活用するものであります。

特に問題はないと思われますので、御審議のほどよろしく申し上げます。

以上です。

議長 　ただいま事務局説明並びに現地調査報告が終わりました。

質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

（発言する者なし）

議長 　質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 　挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手全員）

議長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

---

◎議案第9号ないし議案第16号

議長 日程第5、議案第9号ないし第16号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更についてを議題といたします。

なお、議案第14号については、7番、神子純一委員が関係する事項が含まれておりますので、初めに、議案第9号ないし第13号及び第15号ないし第16号についてを審議いたします。

事務局より説明をお願いします。

永島次長 議案第9号ないし議案第11号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

議案書の3ページを御覧ください。

市宿地先の畑5筆、面積3,859平方メートルの砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和4年11月30日まで許可を得ていましたが、令和5年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまでの被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第11号ないし議案第15号について、同一事業のため、一括して御説明いたします。

日渡根地先の田6筆、面積8,757平方メートルを砂利採取事業に伴う一時転用許可後の計画変更です。

砂利採取用地として令和4年11月30日まで許可を得ていましたが、令和5年11月30日までの計画変更申請がなされました。

周辺農地に対する影響は、これまで被害の報告もなく、問題ないと思われま

す。議案第16号について御説明いたします。

笹地先の畑2筆、面積1,041平方メートルを太陽光発電施設及び太陽光発電施設の総合メンテナンス拠点、資材置場の計画変更です。

太陽光発電施設として令和3年8月26日に許可を得ていましたが、敷地の一部を太陽光発電施設の総合メンテナンス拠点、資材置場として使用する計画変更がなされました。

本件の既に設置されている太陽光発電とその周辺に申請者がメンテナンス管理をする複数

の太陽光発電施設の総合メンテナンス拠点として使用するもので、特に問題ないと思われ  
ます。

以上です。

議 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。  
ます。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第9号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし  
ます。

続きまして、議案第10号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま  
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし  
ます。

続きまして、議案第11号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま  
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし  
ます。

続きまして、議案第12号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま  
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし  
ます。

続きまして、議案第13号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願いま  
す。

(挙手全員)

議 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたし

ます。

続きまして、議案第15号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

続きまして、議案第16号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

次に、議案第14号については、7番、神子純一委員が関係する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで退室をお願いします。

(7番 神子委員 退室)

議長 長 それでは、議案第14号について、事務局より説明をお願いします。

永寫次長 先ほど議案第12号ないし第15号について、同一事業のため、説明は省略させていただきます。

以上です。

議長 長 ただいまの事務局の説明について、質問、意見等がありましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第14号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 長 挙手全員でございますので、本案は許可相当との意見を付して知事に送付をいたします。

7番、神子純一委員の入室を認めます。

(7番 神子委員 入室)

◎議案第17号

議長 日程第6、議案第17号 令和4年度第5次農用地利用集積計画についてを議題といたします。

経済環境部農政課より説明をお願いします。

上原経済環境部農政課企画調整係主事 農政課の上原と申します。

議案第17号について御説明いたします。

農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農業委員会の決定を経て定めなければならないとされておりますので、令和4年度第5次農用地利用集積計画の作成に当たり、御審議をお願いするものでございます。

お手元の議案書6ページを御覧ください。

利用権設定につきましては、小糸地区2件、8筆、9,517.22平方メートル、小櫃地区8件、58筆、4万9,441平方メートル、合計10件、66筆、5万8,958.22平方メートルでございます。

所有権移転につきましては、今回はありません。

個別の案件につきましては、議案書7ページから14ページに記載のとおりでございます。

今回の農用地利用集積計画でございますが、市では、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしているものと判断しております。

議案第17号に関する説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただいまの説明につきまして、質問、意見等がございましたら、挙手をお願いします。

(発言する者なし)

議長 質問、意見がありませんので、採決をいたします。

議案第17号について、賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 挙手全員でございますので、本案は原案のとおり決定をいたします。

永寫次長 すみません。10ページにあります申請番号5番、賃貸借権譲渡人の1つ、文字化けしてございます。今ちょっと確認しますので、議事の最後のほうで報告できればと思っております。

すみません、今確認しました。○ハシさんだそうです。ハシという字は旧字体の槁で、木へんに何と言うんですか、ちょっと旧字体だそうです。

議長 ということですので、御了解をいただきたいと思います。ありがとうございました。

---

◎報告第1号ないし報告第11号

議 長 それでは、日程第7、報告第1号ないし第5号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告第6号ないし第7号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について、報告第8号ないし第11号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、事務局長専決により書類を受理いたしました。

ただいまの報告第1号ないし第11号について、質問、意見等がありましたら、お願いをいたします。

(発言する者なし)

議 長 質問、意見等がないようですので、報告第1号ないし報告第11号を終わります。

---

◎閉 会

議 長 これをもちまして、令和4年第10回君津市農業委員会総会に付議されました議案及び報告については終了いたしました。

以上で閉会といたします。

次回の令和4年第11回農業委員会総会は、令和4年11月4日金曜日に市役所5階大会議室にて開催の予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

(午後2時35分)